



国政報告⑨

自由民主党 **三宅伸吾**
参議院 外交防衛委員会 委員長

2018年4月吉日

内容	頁
一. 景色を変える	2
二. 独立を守る	4
1. 外交防衛委員会	4
① 沖縄視察	4
② 報告・表敬	6
2. 地道な援助を続ける	8
① カザフスタン	8
② モンゴル	10
3. 見ることは知ること	12
① 中国	12
② イスラエル	13
③ 台湾	14
三. 稼ぐ力を取り戻す	15
1. 知財政策	15
① 損害賠償制度の適正化	15
② コンテンツの有効利用	16
2. 税制改革	22
① 事業承継	22
② ゴルフ場利用税	23
③ 消費税	24
四. 議員連盟	24
五. 支援者・同志の皆さまと	27
六. うどん県。それだけじゃない	28

一. 景色を変える

平成は 31 年 4 月 30 日で終わり、翌日から新しい元号となります(写真)¹。私は、次の元号を多くの国民に考えてほしいと、機会あるごとに訴えてきました。

元号は国民の理想としてふさわしい良い意味をもつことが必要です。それに頭を巡らせることは、どのような国を次代に引き継ぐのか、そして、自分の将来像をどう描くかにつながるからです。



元号と憲法

「国のかたち」といえば、憲法改正が大きな話題となっています。焦点の 1 つが安全保障に関わる第 9 条。私は国民投票によって、以下の条文をまず追記すべきだと訴えてきました²。

「国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための組織を置く」

理由は次のようなものです。①国民投票であり、一般の方の常識で腑に落ちるような表現が望ましい②現行憲法 9 条の解釈を変えないというのであれば、憲法解釈の最終裁定者である最高裁判決の表現をベースにすれば批判が出にくいと考え

¹ 平成 30 年 1 月 22 日、国会開会式でおことばを述べられる天皇陛下。

<http://www.kunaicho.go.jp/page/gonittei/photo/15673>

² 2017 年 6 月 12 日、自民党の憲法改正推進本部の会議に参加し提案した。

なお、下記の戦争放棄の 9 条 1 項、戦力不保持を定めた同 2 項は現状のままとする。

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党は 2017 年 12 月、9 条改正の方向として、2 案をとりまとめた。具体的には

- ① 「1、2 項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記することと定める」
- ② 「2 項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確にする」

私は 2018 年 2 月 7 日の本部会合においても、私案を重ねて提案した。その際、「1、2 項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記する」との趣旨は、違憲との主張が出ないようにするためであろうから、「自衛のための組織」でも同じ効果がある。自衛隊と書き込むと、名称変更により憲法改正が必要であり、また、防衛省の追記がないまま、自衛隊だけを追記するのは違和感がある。「自衛権の発動を妨げない」との提案も耳にするが、二重否定的であり、分かりにくいと述べた。私案は書面でも同本部に提出した。

3 月 22 日の本部会合では現行の 1、2 項を維持したまま、「9 条の 2」の条文案として、下記などの素案が提示された。

9 条の 2

前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

私は上記素案の下線部分は不要であり、「自衛隊」ではなく、「自衛のための組織」がベターだと考える。

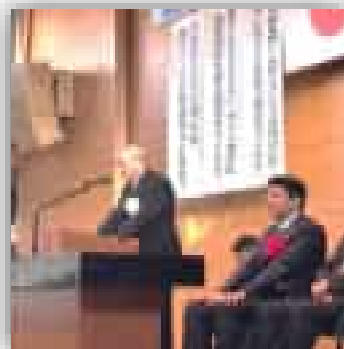
るからです³。

2017年5月1日、東京・憲政記念会館で開催された「新しい憲法の制定を目指す会」で、中曽根康弘・元総理は「藩閥政治が作った明治憲法、マッカーサーの現行憲法。各政党が国の将来の青写真を描くことが、国民憲法への道となる」と挨拶(写真右)。安倍晋三・自民党総裁は「自民党は圧倒的の第1党として、現実的な議論をリードしていく。憲法改正を党是としてきた自民党の使命である」と述べました(写真左は天皇陛下主催の2017年春の園遊会。総理の胸にも名札)。

新しい元号、憲法のあり方を考えることは国の理想、将来に思いを致すことです。ともに知恵を絞り、議論を深めて参りましょう。

景色を変える

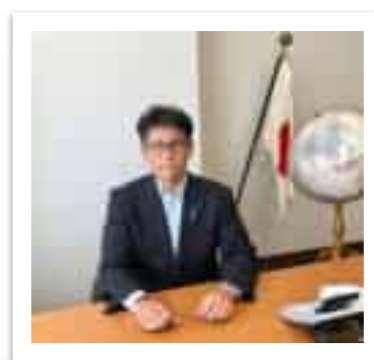
そして、もう1つ、お願いがあります。景気を良くしましょう。これから景気がどうなるかを問うばかりではなく、焦らず、怯まず、諦めず、それぞれの立場で挑戦を続けましょう。景色を変えるのは気持ちから。多くの国民の前を向いた目線は必ず、国を明るく、元気にします。そして、政治家は挑戦する国民をさらに奮い立たせるよう、その範とならねばなりません。



この冊子は2017年春から2018年春までの「国政報告⑨」です⁴。

国会では17年秋、参議院・外交防衛委員会の委員長を拝命しました。これにともない予算委員会等は外れました。政府開発援助(ODA)等に関する特別委員会では引き続き経済外交に携わっています。

自民党では政務調査会・外交部会の副部長などを務めています。



³ 昭和34年12月6日の砂川事件最高裁大法廷判決は「わが国が、自国の平和と安全とを維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を執り得ることは、国家固有の権能の行使であつて、憲法は何らこれを禁止するものではない」とした。

⁴ 過去分①～⑧はダウンロードできます。<http://www.miyakeshingo.net/news/>

二. 独立を守る

2013年夏の初当選直後、自民党の高村正彦副総裁より、こんな言葉をいただきました。「経済政策に失敗しても内閣が倒れるだけ。外交・安全保障に失敗すれば国が倒れる。経済が専門の君だが、外交などもしっかり勉強しなさい、国会議員になったのだから」。

日経新聞の記者時代、私は2年間、高村氏の番記者でした。高村氏は絶頂期の小泉総理を相手に総裁選に出馬。見事な戦いぶりはジャーナリスト時代の最大の思い出です。

2017年9月28日午前の参議院本会議で外交防衛委員長を拝命。その直後、高村氏にご挨拶ができ、感慨深いものがありました(写真)。



1. 外交防衛委員会

① 沖縄視察

2018年2月、外交防衛委員長として理事らとともに沖縄を視察。19日、米軍・普天間飛行場の代替施設建設工事が進む辺野古周辺、普天間飛行場を一望する高台、そして普天間第二小学校を現地調査しました。翌20日には翁長知事を沖縄県庁に訪ね意見交換した後、那覇基地へ。



普天間飛行場は市街地の真ん中にあります。2017年12月、米海兵隊ヘリコプターの窓が、飛行場に隣接する小学校のグラウンドに落下。体育の授業中であり、あわや大惨事となるような事態が起きました。小学校のグラウンド内と校舎屋上には米軍機の飛行を監視する要員が常駐していました。

普天間基地の移設に向け、辺野古崎地区では埋立て工事が既に本格スタート。工事現場周辺には工事反対のプラカードを掲げる人も見かけました(写真)。

普天間第二小学校を視察後、取材を受け、「辺野古の工事を円滑に進め、移設の万全を期す」「小学校に空を見上げる監視員がいるのは異常。日米同盟の抑止力の重要性もあるので、(普天間を)固定化させず、辺野古に移設するのが大事」とコメントしました⁵。



20日、翁長知事は埋め立て工事が進む辺野古地域への移設に関し、「秋田県なら十和田湖を、宮城県なら松島湾を、滋賀県なら琵琶湖を埋めて抑止力のための基地を造ることが、地域の国会議員が日本の安全のためだとやり切れるのか疑問だ」「普天間から辺野古は20キロ～30キロしか離れていない。それでだいぶ移転したなど、海で墜落しても大丈夫だなど判

⁵ 2018年2月20日『沖縄タイムス』

断すると大変心痛い」と不満をあらわにしました(写真)⁶。

沖縄県庁を後にし、那覇基地へ。まず、外交防衛委員長として、「捧げ銃」の号令で、音楽隊と儀仗隊による栄誉礼を受け、その後、巡閲(次頁の写真)。

その後、ここに司令部を置く南西航空方面隊司令官の上ノ谷寛空将らから東シナ海での警戒活動の説明などを受けました。E-2C 早期警戒機の概要説明と機体の内部見学、F-15J 戦闘機の緊急発進(スクランブル)も視察。24 時間 365 日、領空侵犯の恐れもある不明機の確認(識別)の作業などを行なっています。

サービスの宣誓

ここに自衛官のサービスの宣誓を記します。

「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」

このような崇高な使命を持つ自衛官が汗を流す自衛隊基地を、国民統合の象徴である天皇陛下があまり訪問されないのは何故か⁷。自衛隊違憲論が学界などにあるのは何故か。苦い歴史があったといえ、あれから 70 年余りを経てもなお、このような状態が続くのはとても正常とは言えません。政治家には現状を見直す使命があります。



⁶ 「十和田湖や松島、琵琶湖に造るか」『流通新報』2018 年 10 月 22 日
<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-669149.html>

⁷ 東日本大震災後の 2011 年 4 月 27 日、天皇、皇后両陛下は羽田空港から自衛隊機で東松島市の航空自衛隊松島基地に到着。基地内で宮城県知事より被災状況の説明を受けられた。

参考 <http://www.asahi.com/special/10005/TKY201104270120.html>

防衛省によると、上記の他、海上自衛隊硫黄島航空基地(1994/2/12)、陸上自衛隊立川駐屯地(1989/4/29)、同・湯布院駐屯地(1966/10/25)にも陛下は訪問された。

② 報告・表敬

外交防衛委員会は外交、防衛、安全保障に関わる事項を所管しており、国民の関心も高く、その使命はとて重大です。委員会には外務大臣、防衛大臣らが出席、外務省が所管する条約案や防衛省・自衛隊関連の法案などを審査します。委員長は中立的な立場で委員会を運営しなければなりません。

法案などを委員会で可決すると、委員長として本会議で審査状況を報告のうえ、採決します。例えば、2017年12月8日の本会議では下記の通りです(写真は2018年3月30日)。



三宅伸吾君:

ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、今回の法改正による給与改定の意義、自衛官の確保のための給与を含めた待遇改善、女性自衛官の活躍推進のための環境整備、自衛官の充足率向上に向けた取組等について質疑が行われました(中略)。質疑を終え、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。



外交防衛委員長には他の公務もあります。北方領土早期返還を求める大会などに来賓として呼ばれたり、各国の駐日大使らの表敬訪問に応じたり、大使館でのレセプションに参加する機会も数多くあります。トルコ、スペイン、ナイジェリアなどの大使と大いに話が弾みました(写真は委員長室でH.ムラット、メルジャン・トルコ大使)。海外からの要人に会う際には、2025年大阪万博の実現に向け、支援のお願いをしています。



2. 地道な援助を続ける

2016年秋の臨時国会から約1年間、参議院・政府開発援助(ODA)等に関する特別委員会の理事を務めました。理事として、2017年2月にはカンボジア、シンガポール、ミャンマーへ⁸、17年9月にはカザフスタン、モンゴルを視察しました。我が国のODA援助予算の適正な執行を確認したり、現地の新たな支援要望を探るためです(現在は理事を離れ、委員)。

① カザフスタン

2017年9月12日21時、北京に到着。市内で現地の大使館員より中国情勢のブリーフィングを受け、27時に北京を離陸。6時間のフライトで、中央アジアの雄、カザフスタンの首都に到着(写真)。かなりの強行軍でした。



首都アスタナではまず川端一郎大使、大手商社の在駐事務所長らと昼食をはさんでの意見交換会。日本は大人気ようです。その背景には戦後の経済復興の成功、首都アスタナの基本設計を黒川紀章さんが手掛けたこと、自動車など高品質の日本製品があるようです。

カザフスタンはウラン埋蔵量世界1位。原油は輸出しているものの、効率的な製油所がなく、石油はロシアから輸入しています。企業間では相互にギフトを贈らない申し合わせがあります。国営企業の場合にはさらに厳しく、日本への工場視察でも、国営企業側がフライト、ホテル代を負担するので、日本側としては十分なおもてなしができないようです。

発展途上国で初の万博

首都アスタナでは万国博覧会がちょうど終わったばかりでした。発展途上国で初めて、アジアでは日本、中国、韓国に続いて4番目の開催です。

カザフスタンの序列第2位(大統領の職務代行第1位)のトカエフ上院議長を表敬訪問。アスタナ万博の跡地に国際金融センターを創設する計画があり、議長は「日本の事業への参加を期待している」。また、日本側から大阪万博実現への支援を要請したところ、前向きな回答でした。現地の新聞には私たちの訪問、特に上院議長との会談が大きく報じられました(写真)。



核兵器は誇りだった

広島と長崎に原爆が落ちてから4年後の1949年。

⁸ 「国政報告第8版 2017年・春号」26頁以下。<http://www.miyakeshingo.net/news/>

ソ連は初の核実験を実施しました。場所はセミパラチンスク。現在のカザフスタン北東部に位置する「セミパラチンスク核実験場」は約1万9千平方km。地下、地上をあわせて450回から500回の実験が行われたとされ、合計で、広島に落とされた原子爆弾の2500発分のようにす。



91年に閉鎖が宣言されました。97年にはカザフスタンのナザレバエフ大統領が国連で同地域が環境破壊状態にあると演説しました。2000年から2005年まで、JICAの事業としてガン早期発見事業など同地域の医療サービス改善プロジェクトが実施されました。かつてJICA研修生だった現地の女医は「セミパラチンスクは私の故郷。子供の頃は、ソ連が核兵器という強い武器を持っていることを誇りに思っていた」。

日本式の施工管理

約500人の作業員を抱える大手建設会社ストロイクラス社のエルガリエフ会長(カザフスタン建設業協会会長)に、年収の5年分、約300万円クラスの低価格分譲マンションの工事現場をご案内いただきました。アスタナでは低層階のほうが人気が高いようです。

カイゼン、ダンドリ、セイリ、セイトン、セイケツ---。会長はJICAプロジェクトで日本の施工管理の手法を学び、アスタナに導入。朝礼から始まり、きめ細かな

工程管理、5S運動などに取り組んでいました。

15日、カザフ人文法科大学で日本語を学ぶ学生と交流。ハングリー精神が旺盛な若い方々と意見交換をすると刺激を受けます。彼らの間で大人気なのが日本の漫画です。

夜景に浮かぶ大統領府を見ながら、空港へ。



② モンゴル

14 日午後 10 時過ぎ、カザフスタンのアスタナ空港を発ち北京経由で、モンゴルの首都ウランバートルへ。15 日昼前、到着。

世界最寒冷の首都

アスタナとウランバートルは世界の首都の中で、平均気温が最も低い両雄とか。冬の訪問でなく助かりました

まず、モンゴル科学技術大学へ。3 年生 63 人全員が 2018 年春から、日本の大学 10 校に留学します。日本語の能力は N2 以上、第 2 外国語は英語。2 年間の日本への留学後、必ず 5 年間はモンゴルに在住する義務があります。

翌 16 日にはモンゴル国立外傷整形外科病院へ。病室内ベッド 149 台、担架 14 台、手術台 2 台、点滴台 25 個・・・。

2016 年春、日本から贈られた医療用中古機器です。日本国内で無償提供された中古機器を約 960 万円で整備、日本から搬送されました。「とても使い勝手が良く、助かっています」と病院長。

かつて、日本人の児童がモンゴル滞在中、ケガをしたことがあり、副院長が急きょ、治療のため 600 キロを車で往復したことがありました。副院長の献身ぶりに感激した、児童の両親がこの病院の機器不足を耳にし、日本政府の対外援助を紹介。今回の支援につながりました。「私の訪問治療手当は 1500 円だけでしたが、援助につながりとても良かった」と副院長。モンゴルでは地方の交通インフラが未整備。田舎では馬で訪問することも。悪路用の車は一応、持っているものの、院長は「現在のロシア車は極めて乗り心地が悪く、できればトヨタ車に切り替えたい」。また、「CT、麻酔時の患者の容態監視システム、骨のレントゲン機器もほしい」とのことでした。



欠如する倫理観

続いて、モンゴル政府庁舎で、元・諜報庁長官のドルジパラム・ゲレル氏らと意見交換。

下水道設備、道路や橋梁整備、牧畜業の遊牧から定住化策、緑化・植林事業などへの要望がありました。

モンゴル側によると、「市場経済、民主国家への歩みを進めてからまだ 27 年。改革途上にあり、モンゴルは様々な問題を抱えている。そうした状況で教育、都市開発などで日本の援助はモンゴルの発展に大きな支えとなってきた」

また、「下水道などのインフラ整備が思うように進んでいないのは首都における急速な人口増加もあるが、事業責任者の倫理観の欠如、責任感の無さ、政権政党の未成熟さなどが背景である」との厳しい自戒の言葉も出ました。「中国産の安いモーターを高い値段で買ったことになった人もいた。ポンプは使われずに今も放置されている」。



日本側からは北朝鮮に対する厳しい圧力を要請しました。モンゴル側は日本の主張に賛意を表明。

診療室に Judo Therapy

17日はモンゴル国立医科大学を視察。日本柔道整復師会が実施団体となって進めている、手術をせずに外傷を治す日本の伝統治療「柔道整復術」のモンゴルへの移転・普及活動について説明を受けました。5名の指導者と、地方講習会を運営する8人の普及員を育成済み。普及員らが地方を回って、それぞれの集落で、簡単な治療を手がける「医師」に柔道整復術を教えているそうです。2016年9月、同大学内に柔道整復術などを教える「伝統治療セラピー科」を新設。「柔道整復術はモンゴルの地方の環境に適しています」と副学長。「Judo Therapy」と掲げる診療室も目にしました。

ウランバートル市街の北半分は「ゲル地区」と呼ばれています。ゲルは遊牧民の可動式の住居。2000年過ぎから、遊牧民が大量にウランバートルに定住を開始。ゲルを設置し、木の柵で敷地を野放図に囲い始めたそうです。当然、道路は舗装されておらず、上下水道は未整備。マイナス30度の冬には、ゲル内で石炭か、石炭を買えない住民は古タイヤを燃やし、暖とすため、大気汚染は極めて深刻。人口130万人の市民のうち、6割がゲル地区に居住しており、首都の大きな課題となっています。

このため、徐々に再開発を進めており、日本も支援しています。占有する土地が再開発の対象となった場合、占有権を持つ住民は①占有面積に応じて、再開発されたアパートに住む②他の土地と交換する③占有権を売却するといった選択肢があるようです(写真上はゲル地区を見下ろす丘)。

慰霊碑に献花

第二次大戦後、シベリア抑留日本人のうち約1万2千人がモンゴルに移送され、土木・建設分野で強制労働をさせられました。うち1700人が死亡。ウランバートル市にある日本人死亡者慰霊碑に献花しました。



9月18日。新モンゴル高等学校へ。



日の本の国の信義を胸に・・・
豊穰なるモンゴルは名声を博す
若き日の修学の基
世界に名を成す学びの殿堂・・・

日本の進学校をモデルにした、小学校からの一貫校で、競争率15倍前後の超人気校。創設時の2000年、校舎前に銅像の台だけを建設したそうです。「ノーベル賞、国連事務総長、モンゴル大統領、オリンピック金メダリストになった第1号卒業生のためです」と、ナランバヤル校長。全卒業生約1600人のうち3割強が日本などに留学します。

3. 見ることは知ること

① 中国

2016年に続き、17年のゴールデン・ウィークも中国へ。5月3日、唐家璇・中日友好協会会長(元・外交部長)と会見。

北朝鮮問題については、解決に向けたボールが米国にあるとする中国側。一方、ボールは平和的に北朝鮮の核開発などにストップをかけられる中国の経済外交方針にあるとする日本側。日中間に隔たりはありますが、軍事的解決は誰にとっても得策ではありません。



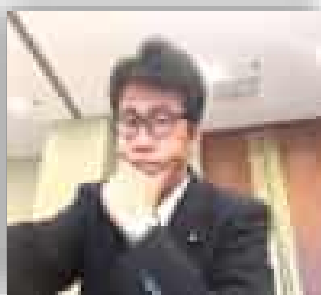
異なる「生命線」

翌4日は中国の北朝鮮問題責任者の武大偉・朝鮮半島事務特別代表(写真の前列中央)らと、昼食をはさみながらの会談。

北朝鮮のミサイル、核開発問題を平和的に解決する——。これを各国が望んでいることは確かですが、絶対に避けたいこと=生命線については違いがあるようです。これが問題解決を遅らせている大きな要因です。



- 北朝鮮 経済、軍事制裁によって、現体制が崩壊する。
- 韓国 ソウルなど国土が焦土となる。
- 中国 難民が押し寄せる。北緯38度線以北に反中国政権が生まれる。
- ロシア 北緯38度線以北に反口政権が誕生する。
- 日本 核兵器、または生物化学兵器を搭載したミサイルが日本を襲う。
- 米国 核兵器等搭載の大陸間弾道ミサイルによる米本土攻撃の可能性が生まれる。



トランプ大統領は、前オバマ大統領の戦略的忍耐政策(=宥和策)を放棄するとし、中国も北からの石炭輸入禁止などこれまで以上の圧力をかけ始めています。米中の新方針によって、当面の危機が回避されるかもしれませんが、それが日本にとって必ずしもベストの対応かどうかは慎重に見極めなければなりません。

俞正声(ゆ・せいせい)中央政治局常務委員、人民政治協商会議主席らとも会談し、その後、日本大使公邸で高村正彦自民党副総裁を団長とする訪中団の記者会見に同席しました。



翌5日、北京を離れ、陝西省の胡和平(こ・わへい)省長らと会談。省都の西安は北京と上海とで、正三角形の位置関係です。かつて、長安と呼ばれた頃、空海が学んだ古都であり、シルクロードの出

発地。香川県は陝西省と友好県省提携を結んでいます。

② イスラエル



2017年7月12日、イスラエル外務省へ(写真)。オペレーションルームを視察後、政権ナンバー2のツアヒィ・ハネギ安全保障担当大臣と会談しました(下の写真上)。

建国から約70年。敵対国に囲まれながら、独立を維持してきたイスラエル。ハネギ氏にイスラエル国家の生存確率の推移を聞きました。

「我が国が生き残る可能性に疑問を持ったり、将来、独立を失う懸念は持っていない。我々は3000年の歴史を持つ。オスマン帝国を含め、我らの脅威であった国々は

歴史に消えていった。強いて言えば、生存可能性が一番、懸念されたのは独立宣言をした時。多くの者が、独立宣言は時期尚早だと猛反対した。当時は人口も少なく、武力もごくわずかだった。しかし、リーダーが決断した。正しかった」

国全体が Silicon Valley

「個人と国家の楽観主義が大事だ。可能性を信じること。個人と国家の将来を。運命は神に全てを委ねるのではない。イスラエルの楽観主義とは何か。国際調査によると、イスラエル人が最も幸せだと感じている。テロの脅威、水の問題などがあるのに、イノベーションを通じて、課題を克服している。水の再利用率は87%もある。第2位は17%のスペイン。必要は発明の母だ。」

Optimism(楽観主義)との表現をハネギ氏は使いましたが、希望に近い意味だと思いました。希望とは、行動を起こせば何かを変えられるという心の状態です。

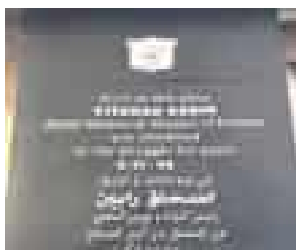
13日はテルアビブ証券取引所のビルにあるイノベーション・センターを視察。イスラエル生まれのハイテク製品がずらりと並んでいました。内服薬のカプセル大の内視鏡、超小型プリンター、殺虫剤代わりのバイオフィン、視線を追うパイロットのゴーグル、空気から水を作る装置、追撃ミサイルなどなど。国全体が Silicon Valley !

7月14日午前。安全保障分野の著名ジャーナリスト、ヤブ・リモア氏と90分間ほど意見交換(写真)。12日午後、私たち議員団で視察したエルサレム旧市街の神殿の丘で、「今朝、3人のテロリストに警備の3人が撃たれ、2人が死亡。テロリストは3人とも射殺された。テロリストはイスラエル北部在住の、アラブ系イスラエル人であり、背景がまだ分かっていない。神殿は閉鎖された」



以下が、私の質問に対する彼のコメントです。

- 「貧困などがテロリストを生む。希望が無く、絶望的な人々が、ある旗が掲げられるとそれに惹かれる。IS。喉を掻き切る YouTube 画像に憑かれた人もいる」
- 「貧困や飢餓を世界から無くさなければならない。パレスチナが繁栄することが、イスラエルだけでなく世界のためになる。子が飢えれば、パレスチナの父は何を考えるだろうか？」
- 「北朝鮮のミサイルが、中東に輸出され、イスラエルを標的にする。北の脅威に向き合う日本。同じ技術がイスラエルも脅かす。世界はつながり、フラットだ」
- 「北朝鮮をミサイル攻撃し、体制を崩壊させるのは簡単だろう。しかし、最大のリスクはその後、どうするのか、どうなるのか、ということ。体制が崩壊し、飢えが発生すれば、さらに大きな悲劇が起きるかもしれない。ただ、北朝鮮の核開発、サイバー攻撃に対して、覚悟を持って対処しないことも悲劇だ。北の振る舞いがエスカレートすることになる」
- 「様々なリスクを抱えてはいるが、イスラエルは世界で最強の国だ。軍事面でも、通貨を含め経済でも強い。世界で最も安定している国ではないか。サイバー防衛関係の技術でも世界に 600 社あるそうだが、うち 400 社がイスラエルにある」
- 「世界は今、強いリーダーシップが必要。SNS によって、指導者は(大衆の)フォロワーになっている。憂うべきではないか。指導者は率いなければならない」



テロの現場

午後はある事件現場へ。ラビン首相が暗殺されたのは約 20 年前 (写真は暗殺現場のプレート)。100 キロ圏内には照準が合わされたミサイル。散発的なテロ。それでも、それだからか、楽観主義と希望に満ちあふれた国。起業家精神は極めて旺盛。興味の尽きないイスラエルでした——。

③ 台湾

2017 年 9 月上旬には台湾へ。台北市内のホテルで、日台関係について趙天麟・立法委員(国会議員に相当、高雄市選出)、エコノミストの呉嘉隆氏とのパネル討論。私からは下記のような発言をしました。

- 台湾と日本は民主主義、平和主義、法の支配など普遍的価値観を共有するだけでなく、ともに安全保障面で難題に直面している。友好関係の強化が東アジアの安定には必要である。
- 台湾からの訪日客が増え、瀬戸内国際芸術祭への関心がますます高まっている。①多島美という瀬戸内海の地域特性と、グローバルで普遍的なアートを組み合わせた。②過疎化が進む島々で「おじいちゃん、おばあちゃんの笑顔が見たい』をスローガンに地域を巻き込んだ。③これに多彩な食文化が加わったこと等が知名度向上の背景ではないか、と指摘しました。



共通の価値観

2017 年 4 月 26 日には日本・EU 友好議連ビュッフェ・レセプションに参加。欧州連合のヴィオレル・イスティチョアニア=ブドウラ大使、石原伸晃・経済再生大臣(当時)と。揺れる欧州連合ですが、民主主義、自由貿易など共通の価値観はともに守らなければなりません。

三. 稼ぐ力を取り戻す

1. 知財政策

① 損害賠償制度の適正化

以下は2017年5月18日の参議院・財政金融委員会での質疑の一部です。

三宅伸吾: 2016年末までの10年間で、全国の地方裁判所が認めた特許訴訟の最高賠償額はいくらだと想像されますか？

麻生大臣: 20億円をいったことはない、何だ、こんなものかと思った記憶があります。



麻生大臣のご想像通りで、最高金額は18億円弱。特許権侵害罪で起訴された人もいません。特許権担保の融資もあまり活発ではありません。莫大な研究開発投資がなされているのに、特許権を資産計上している上場会社も30社未満。私は特許権の「資産デフレ」だと評しており、政策対応が必要だと訴えました。

追加的損害賠償制度の導入を

その前月、私が座長を務める党の検討会で、関連する下記の提言をとりまとめたばかりでした⁹。

提言 イノベーション促進のための知財司法改革 —「特許資産デフレ」からの脱却を目指して—

2017年4月18日

自由民主党 知的財産戦略調査会(会長保岡興治)

知財紛争処理システム検討会 座長 三宅伸吾 座長代理 宮崎政久¹⁰

⁹ 要旨は「提言 悪質な特許権侵害行為に対する追加的損害賠償の導入／参議院議員 財政金融委員会理事、自由民主党 三宅伸吾」『Law & Technology』(77号・2017年10月)

提言の全文は <http://www.miyakeshingo.net/news/%E6%83%85%E5%A0%B1/entry-530.html>

(前略)

V. 結び

我が国においても、経済成長の原動力であるイノベーションが絶え間なく生まれるよう、特許権を十分に保護する＝侵害抑止効果のある知財司法の構築が急務である。

損害賠償の充実等は訴訟の活性化を促す。このため、米国におけるパテントトロールの弊害をことさら指摘し、損害賠償の充実に反対する意見もある。行き過ぎた弊害の防止には十分留意する必要があるものの、副作用の完全除去ばかりに目を向けると、権利保護という一番大事な根本を見失う大きな危険がある。

また、悪質な特許権侵害への追加的損害賠償制度等については、我が国の法体系との整合性から慎重な検討を求める声も根強い。しかし、法制度は手段であって、目的ではない。

知財政策の決定はグローバルな環境変化のなかで、知財をテコに如何にして国富を増大するかという視点からなされなければならない。我々、立法府に身を置く「知財紛争処理システム検討会」はこのような視点から、ほぼ2年をかけ、有識者、関係省庁等のヒアリング、議員間の議論等を重ね、下記、提言する。

知財立国日本の更なる推進のため、特許権侵害に対する民事救済制度等の速やかな改革が必要である。具体的には、

(一) 特許法の損害賠償推定規定の拡充等によって、「実損水準の底上げ」に加え、積極的加害意思のある場合等、一定の悪質な侵害に対し、より高額の支払いを命じる追加的損害賠償制度等の新たな仕組みを創設する。

(二) 新たな仕組みには①制裁として位置づけ、いわゆる「懲罰的賠償制度」とする、②労働基準法の付加金類似の制度とする、③独占禁止法の違反に対する課徴金類似の行政上の措置を創設する、④法定賠償制度を設ける等の選択肢があり、今後、早急に詰める。

(三) 上記のため、党内で引き続き検討を進めるほか、政府・知的財産戦略本部に専門組織を設ける。

この提言を題材に2017年4月24日、東大の法科大学院(ロースクール)で講義(写真)。法曹を目指す若者との刺激的な意見交換会となりました。講義録が出版されましたので、是非、お読みください¹¹。



② コンテンツの有効利用

¹⁰ 世話人は下記の通り。(衆議院)大野敬太郎、柴山昌彦、星野剛士、細田健一、牧原秀樹、山下貴司、山田美樹、若狭勝 (参議院)阿達雅志、磯崎仁彦、太田房江、二之湯武史、古川俊治、丸山和也、宮本周司、吉川ゆうみ、元柴太一郎、渡邊美樹

¹¹ 淵辺善彦『東大ロースクール 実践から学ぶ企業法務』(日経BP社)の第6講「国の未来を見据えた法制度の検討」に収録。

2018年2月2日、党の知財戦略調査会・文部科学部会で著作権法改正案を審議しました。私はイノベーションを促進する法案としては極めて不十分だと指摘(写真)、修正すべきだと述べました。山本一太、阿達雅志・両議員らも法案への異論を強く訴え、再度、審議することになりました。



インターネットや人口知能といった分野を中心に近年、技術革新が大変なスピードで進んでいます。私がかねて、日本の著作権法の改正作業が技術環境の変化に追いついていないと考えています。そのため、技術進歩を生かした著作物の利活用促進、関連産業の発展に向け、著作権法の改正による「フェアユース制度」の導入が必要だと訴え続けてきました(写真下)。同制度の内容については後述します。

フェアユース規定の導入を

多くの皆さまにご理解いただきたく、少し長くなりますが、雑誌への寄稿文の該当部分を引用します¹²。

【経済成長へ、企業家と政府の役割】

未来を創り出す興奮

経済成長を促すのはイノベーションと企業家精神である。

イノベーションは人々にかつて味わったことがない感動をもたらす財やサービスだ。画期的な発明によるものだけではなく、改良技術の組み合わせの妙やサービス内容が極めて斬新な場合もある。

企業家精神とは、論理的思考を尽くしてもゼロにはならない市場での淘汰リスクや、数値化できない不確実性を前にしても、自己実現や未来を創り出す興奮に駆られ、夢をかたちにしようとする事業家の覚悟だ。

消費者をワクワクさせる商品などは莫大な利益を生む。事業化に成功した企業は成長を通じ納税し、雇用を拡大し個人所得を生む。イノベーションと企業家のアニマル・スピリッツ(血気)は経済成長の原動力であり、国富の源泉。

イノベーションは往々にして既存の秩序にとって大きな脅威となる。「新しいものは常に謀反」(徳富蘆花)である。情報技術革命の結果、生まれたインターネット上の検索サービス、フェイスブック、ユーチューブ、ツイッターやウィキリークスなどが情報公開を渡る政府や独裁体制、伝統メ



¹² 『Board Room Review』一般社団法人 日本取締役協会 2018年3月号に掲載。掲載分は一部の校正がなされている。

ディアに与えた衝撃は実例である。

イノベーションの萌芽に接した事業家の前には、時として、様々な既存の秩序、つまりルール=規制という障害が立ちはだかる。このハードルをいち早く、よりうまく乗り越えた事業家が率いる企業が覇者となる。経済のグローバル化はイノベーション創出を巡る「国家間のルール競争時代」と同義であり、立法、行政、司法で構成される政府の質が国際競争の行方を左右する。

「正義の謀叛人」

ただ、一度できあがったルールは目的を終えても、すぐには自壊しない。新しい、技術や考えを手にした企業家という「正義の謀叛人」が、理解を示す一部政府関係者らと協力しながら、虚々実々、様々な手法で旧くなったルールやその守護者の権威・権力に挑み、成功と挫折の軌跡のうえに、新たな社会が形作られる。

① 革命、敗戦によるリセット	憲法などが全面書き換えとなる初期設定の変更。
② 社会変革	政治体制は同じでも、社会が大きく変わる。共産党支配の中国が市場経済システムを導入したようなケース。
③ 平時の法改正	組織化された利益集団の声が反映されやすい。
④ 判例変更	裁判所が新たな法解釈を明示する場合。書かれた法律は同じでも事業環境が一変することがある。
⑤ 正面突破	「明らかに合法」とは一般には思われていないグレーゾーン領域で行動を起こし、法廷闘争などを通じて合法とのお墨付きを得るケース等。
⑥ 制度のフル活用	行政上の法的手続きを積極活用することで、ルールが事実上、見直される状況。

ルール=法令等による規制は「革命、敗戦によるリセット」「社会変革」「平時の法改正」「判例変更」「正面突破¹³」「制度のフル活用」などにより見直される(図を参照)。

¹³ 少し捕捉する。「正面突破」というのは「正義の謀叛人」がルールを事実上、変更する場合だ。「明らかに合法」とは一般には思われていない行動を起こすと、裁判所に引きずり出されることがある。しかし、訴訟で勝てば「合法だった」ということがはっきりし、事実上のルールが変わる。また、新サービスに

グレーゾーンの効用

民事分野の法は民間人や企業間などの権利を調整するルールだ。一般に明確であることが望ましいとされる。ただ、社会のすべての紛争を事前に想定し、解決へのルールを全て予め定めておくことは難しい。また、仮にある程度、予測できたとしても、あまり事細かくルールを決めてしまうと弊害が生じる。例えば、社会環境の変化にルール改訂が機動的になされなければ、時代遅れのルールが新しい社会を規律することになり、多くの人困る。こうした厳格なルールの弊害、曖昧さの効用については著作権法を例に後述する。

法の世界では取締法規か民事法であるかにより、程度の差はあっても、現実には白か黒かが分からない「グレーゾーン」が存在する。どちらかといえば、米国や中国などの人はグレーゾーンも「白だ」と考えがちのようだが、日本では「グレーは黒だ」として、禁止行為と考える教育がなされてきた。下克上を嫌う人にはとても好都合な法教育である。社会に良いことであるなら、「グレーは白だ」と考えるのが、「正面突破戦略」の志である。

次に「制度のフル活用」について。行政上の法的手続きを積極活用することで、ルールが事実上、変更されるケース。官側はこれを「ルールの明確化」と呼ぶ。

(中略)

イノベーションを阻む著作権法

以上、ルール＝法令等による規制が名文上または事実上、見直される状況を紹介した。以下、「平時の法改正」、「正面突破戦略」について、イノベーションを阻害する我が国の著作権法をとりあげ、詳述する。

インターネットが普及しスマホが必需品となった。今後、ビッグデータや人工知能(AI)などの技術革新を生かし、著作物の集積、組み合わせ、解析を通じ付加価値のある様々なサービスの登場が社会の至る所で見込まれる。

著作権法は原則、著作物の複製行為について著作権者の事前許諾を求める。例外もあるが、引用、報道のための利用、図書館での文献のコピーなど著作権法に明確に限定列挙された行為のみ、無許諾複製が認められる。い



対し監督官庁や警察、検察などの法執行機関、他の利害関係者から文句を言われなければ、既成事実化する。実行する姿を肯定的に捉えれば正面突破であり、そうでなければ「なし崩し」と呼ばれる。

様々な取締法規は、国家権力が、社会のためにならない不埒な行動をする国民や企業を縛るものだ。規制の内容が妥当なものであることは当然だが、権力が暴走しないよう、ルールは明確でなければならない。明確に禁止されていないことをして、捕まるというのは絶対にあってはならない。

一方で、企業家が、禁止されていないなら「何をやっても構わない」ということにはならない。ある行為が、法令としては禁止されていないような場合でも人の迷惑を考えずにやっしまえば、企業の品性の問題として糾弾され、事業は失敗する。

いわゆる限定的権利制限規定である。

しかし、情報通信分野の技術革新は日進月歩であり、近年、著作権者の利益を不当に害さない範囲で著作物の無断複製を認めたほうが公共の利益に適合するケースが数々、生じてきた。この分りやすい例が、大きく後追いの法整備となった2009年の著作権法改正(2010年施行)である。

ネット検索サービスを提供するためには、あらかじめ他人の著作物であるネット上の膨大なデジタルデータを収集、蓄積すること(複製行為)が必要。数限りない著作権者にいちいち事前許諾をとるのは不可能であり、日本の著作権法はようやく2009年改正により、ネット検索サービスのための無許諾での著作物の複製が合法化された。権利制限規定が追記されたわけだが、その時は既に、世界の検索サービス市場の大半は米グーグルに席卷されていた。

それでは米グーグルはどのようにして法の壁を乗り越えたのだろうか。一つには米著作権法の「フェアユース規定」の存在があった。これは1976年の同法がそれまでの判例を集約し、公正な利用なら無断、無償利用できると規定したものだ。同法は公正利用かどうかの審査基準として、①使用の目的や性格②著作物の性質③著作物全体との関係から見て使用された部分の量や実質④著作物の潜在的な市場や価値に対する使用の影響度などを明記する。

あいまいさのメリット

ただ、いずれの条件も、明確でなく、抽象的であいまい。裁判官の事例ごとの判断に委ねられる。一般には非営利目的や、デッド・コピーではなくオリジナルを變形利用して新たな著作物を生み出す場合はフェアユースに該当しやすくなる。

1976年にこの規定を連邦著作権法に取り込む際、導入の狙いについて米議会で、次のような説明がなされた。裁判所に、「テクノロジーの変化の激しいこの状況において、何が公正な使用なのかということ」をケース・バイ・ケースで判断させるためにこの規定を置いた」(写真は2017年3月24日・米グーグルの法務担当役員を招いての勉強会@党本部)。

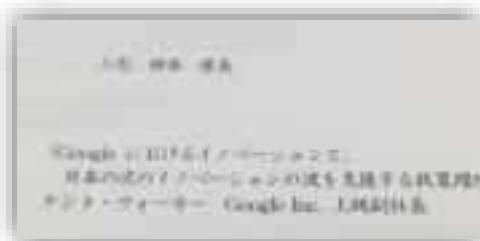


リーガル・イノベーション

法律の見直しが技術や社会環境の変化に追いつかないということを前提に、社会に大きな満足を与える新しいこと(=イノベーション)を支援する国家の知恵として、フェアユース規定は整備された。いわばリーガル・イノベーションだった。

この規定によって、「社会的に意義のあるサービスであり、現行法上、違法とは断定できない」と考えることができれば、取締役の経営判断として新サービスを展開、訴訟を起こされれば法廷闘争を通じ司法のお墨付きを勝ちとるとの戦略が採りやすくなる。

フェアユース規定は、していいことを官僚や法律が、あらかじめ決めるのではなく、民間人が公正な利用であると確信すれば、それを実行することを法的に後押しする。というのも、こ



の規定があれば「消費者の利便性も高まるうえ、学識経験者も公正な利用と考えている」などとして、コンテンツ関連の新サービスに挑戦しやすくなるからだ。米グーグルも、この規定をテコに理論武装し、法廷闘争に打ち勝った。

米グーグルが検索サービスの世界市場をほぼ制覇し得たもう一つの背景には同社の企業家精神がある。

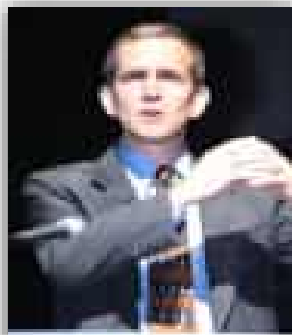
法的リスクをとる

「新サービスの多くが、ある国では違法であるかもしれないし、ルールそのものが明確でないこともある。我々はある程度のリスクを喜んでとる。この姿勢は確立した法分野に当てはまらないサービスを生み出す。挑戦する新興企業である以上、欠かせない」。

かつて、グーグル本社の法務担当役員がこう講演していたのを、私は鮮明に覚えている¹⁴。

同社は数多くの訴訟を起こされた。検索サービスでは著作権侵害、航空写真を使ったグーグル・アースや路上での撮影画像のストリートビュー・サービスではプライバシー侵害だとの批判が噴き出すことが予想された。しかし、「許可をもらうより謝る方が楽だ」という共同創設者の言葉通り、同社はサービスを強行。案の定、猛烈な反発を受けたが、サービス内容の改善を続けながら法廷闘争に勝利し、市場を開拓した。

私はフェアユース規定を我が国の著作権法にも導入するべきだと、かねて確信しており、実現に向け、当選以来、取り組んでいる。



政府は2018年通常国会で著作権法改正案の国会提出を予定しているが、その法律案は時代錯誤と断ぜざるを得ない¹⁵。我が国の経済界のなかでも、フェアユース規定の必要性への認識が広がってきたほか、党内でも同志が増えてきた。

政府側が、権利者団体の代表者ばかりでほぼ構成された審議会で調整がついた範囲でしか、著作権ルールを見直せないのであれば、国益にかなう方向に原案

¹⁴ 写真は私がジャーナリスト時代に企画した日本経済新聞社主催のシンポジウム「企業家精神と法」での Kent Walker 氏・米グーグル社バイスプレジデント、ゼネラルカウンセルの講演時。講演録は <http://www.nikkei.co.jp/hensei/comp08/>

¹⁵ 例えば、限定列举方式で追記するという権利制限規定の一つにはこんな条文案がある。

「情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの」。

妥当な条文としては、「(前略)国民生活の利便性の向上に寄与するもの」だけで十分であり、下線部分の「政令で定めるもの」は不要である。政府の条文案によれば、政令に盛り込まれるまでは、国民生活に寄与する付加価値あるサービスであっても権利制限の対象とならず、無断複製は違法(=技術革新を生かしたワクワクする新サービスは法令違反)となる。

を修正するのがロー・メーカーの責務である。憲法は「財産権は、これを侵してはならない」と規定する一方で、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」とする。著作権も財産権の一つである。

経済ルールは所与のものではない。社会に貢献しようという企業人や法律家は、政治へのロビイング活動を通じ、歴史に耐える法改正を促すべきだろう。また、先に説明したように、ときには「正面突破戦略」などを通じ、自ら創り出すものだ。フェアユース規定の導入は「ルールを創る」という発想を日本社会に根付かせることの起爆剤となる。

どうして、いつも後追い、小出し、周回遅れの法整備になるのか、このままでは日本は沈むばかりだ――。

車の自動走行、AI(人工知能)、ネット関連のコンテンツ産業分野などで世界の最先端の状況を目の当たりにしている企業人から、こうした声を何度、聞いたことだろうか。そろそろ終わりにしなければならない。

2018年2月16日、自民党の文部科学部会・知的財産戦略調査会などの合同会議で著作権法見直しへの条文案を再審査しました。条文案を読んでいないと思われる方を含む多くの議員が改正案に賛成の意見表明。私はイノベーションを機動的に取り込む姿勢が同案には極めて不十分であり、改めて断固反対との意見を述べました。

「鉛のプールの中を歩いていたようでした。しかし、焦らず、怯まず、諦めず。この心境は変わりません」――。長年、産業政策分野でご指導をいただいている有識者がかつて、ふと漏らした言葉です。上記の政策はスピード感をもって実現しなければ、我が国経済の地盤沈下は止まりません。必ず実現させます。

2. 税制改革

年末は予算編成と税制改正の「冬の陣」です。財政の健全化、税法の理論も大事ですが、それ以外の多くの利害が錯綜する戦いの場であり、まさに税は政治そのものです。

① 事業承継

2018年度税制改正の大きなテーマは中小企業の事業承継を円滑化する優遇税制の拡充でした。11月14日、「中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟」が発足。メンバーとなった私は、現在の優遇措置の雇用要件(5年間、8割の雇用維持)は省力化・生産性向上を図れば優遇措置が受けられないわけで、ナンセンス。

雇用維持を条件に税制優遇しているのは社会貢献しているからです。そうであるなら雇用条件を充たさなくても、一定額の法人税等をきちんと納税するだけで事業承継の相続税等の税制優遇を受けられるようにもすべきだと訴えました(写真は2017年11月29日の党税調での発言時)。

24日には議員有志で麻生財務大臣を訪ね、政府に緩和を要望。財務大臣は「役所言葉ではなく、前向きに検討します」と断言。総選挙もあり、秋が深まる前から、拡充の方向は固まっていたように思います。



この税制改正について、前述したように私は個人的にある考えを持っていました。それは課税緩和の OR の要件として、法人税の納税状況も考慮要素にするというアイデアです。



黒字経営への梃子に

11月29日の党税調の会合では、党の経済産業部会が提案している拡充策に加えて、法人税の納税状況を勘案した相続税等の緩和要件を提案しました。具体的には事業を子などに継がせる際、黒字経営を続け、しっかり法人税を納税している場合には、それだけで子らの相続課税等を緩和するという要件です。子など事業承継者の個人レベルでの相続税緩和というインセンティブを梃子に、黒字経営を続けていただき、法人税収を確保しようというアイデアです。残念ながら、提案時期が遅かったのか、私の考えは今回の改正には盛り込まれていません。



② ゴルフ場利用税

オリンピック種目に選ばれているゴルフですが、スポーツで唯一、施設の利用に対し課税されています。当然、消費税もかかります。2017年11月下旬、国会内で開かれたゴルフ場利用税の廃止を求める会に参加(写真)。その後、中四国のゴルフ関係者の皆さまが国会内の事務所に廃止の要望に来られました。

地方税であるゴルフ場利用税の廃止には、これに財源を依存する一部町村からの根強い反対がかねてあります。そうした声を受けた、総務省関係議員と廃止派の間で、自民党・税制調査会の会議では激しい舌戦が毎年繰り広げられます。私は廃止派。税調の結論は長年、「現状維持」でしたが、徐々に廃止派の声が高まり、この2年は廃止の「検討」項目となりました。2020年オリンピック・パラリンピックまでには廃止させます。

③ 消費税

2017年暮れの税制改正論議では大変、記憶に残る出来事がありました。ある大型の機械製品の販売について、ある国内メーカーが、業界団体を通じ自民党に消費税法の改正要望書を提出。これに興味を覚えた私はメーカーから詳細をヒアリングしました。以下のような要望でした。

「数年後、海外のリース事業者にも、大型機械を販売する。海外リース事業者に国内で製品を譲渡するが、実際はほぼ海外でのみ使用される。

消費税法は、本件とは異なる別の大型機械については海外リース業者への国内での譲渡行為を、輸出取引として消費税がかからないと明記している。しかし、本件の大型機械の明示がないため、国内取引とされれば、税率引き上げ予定後の消費税率10%が適用される。何とか、税法を改正し非課税にしてほしい」

こんな要望でした。さらに事情を聞くと、「改正要望を長年、自民党に出しているが、実現していない。社運をかけた新規の大型プロジェクトの海外向け初出荷が間近に迫る。そのうえ、受注契約は税込みの価格であり、10%の消費税は収益を大きく左右する」、「今年こそ、税制改正に何としても目処をつける必要がある」。必死の形相でした。

関連法令を読むと、確かに国内取引として課税されるように読めます。この大型機械は消費税の導入時には我が国からの輸出がなく、現行消費税法の制定時に「穴」があったと批判することはできません。ただ、すでに非課税扱いとなっている別の大型機械の取り扱いとの均衡からみて、税法を見直すことは妥当だと考えられました。

そこで、私は自民党税制調査会の場で「税制改正すべし」と強く発言しようと考えましたが、念のため、税法解釈の再確認を課税当局に照会。1週間ほどが経ち、当局より回答が寄せられました。何と、製品の使用場所が海外に限定されるという点に着目すれば、譲渡地が国内であっても「輸出取引」として非課税との解釈ができるという。

しかし、課税された場合の納税額が百億円以上に及ぶ大型取引であり、口頭の回答だけでは事業者は安心できないでしょう。さらに他の事業者には、この解釈による税法ルールが見えません。そこで、納税者の求めに応じ、税法の解釈を国税庁がHP上で公表する手続きがあり、これを活用するべきだと事業者側に提案しました。結果、数年越しの税制の「改正」要望は、解釈の公表という形で決着しそうです。

四. 議員連盟

俳句

2017年5月18日、俳句のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す議員連盟が発足しました。会長に岸田文雄外務大臣(当時)が就任しました(写真中央は国際俳句交流協会の有馬朗人会長・元東大学長)。



農業・医薬

5月23日、農業高校のGAP(Good Agricultural Practice=農業生産工程管理)教育推進に関する意見交換会に参加。小泉進次郎・自民党農林部会長(当時)の講演などを通じ世界で戦える農業経営者を育成する必要性を、全国から集まった農業高校の先生方らと共有しました。香川からは石田高校、笠田高校、農業経営高校の農場長らが参加されていました。

6月8日には議員連盟「ジェネリック医薬品の将来を考える会」で麻生財務大臣に申し入れ。要望書を熟読した麻生大臣から、強い共感と素晴らしいご示唆をいただきました。

司法

同日には党の司法制度調査会(上川陽子会長、現法務大臣)の提言を菅義偉官房長官と世耕弘成経済産業大臣にそれぞれ申し入れました¹⁶。



司法制度改革を巡っては、これまでに法科大学院の創設、裁判員制度の導入、取り調べの可視化など一定の成果をあげてはいますが、まだまだ道半ばです。提言の起草で私は国際紛争への対応能力向上策の分野を担当しました。国際司法人材の養成強化、仲裁拠点の国内整備、霞が関等への法曹資格者の登用拡大などが今後、強く求められます。

民事司法改革議連の創設

2018年3月19日には「国民とともに民事司法を改革する議員連盟」を旗揚げしました。議連の事務局長として(写真前列右)、河村建夫会長、柴山昌彦幹事長らとともに、国民がさらに利用しやすい裁判所、グローバル経済のなかで日本企業をしっかりと支える司法基盤の整備などに向け、議論を深め、成果を出します。



自民党本部で開いた設立総会では講師に経済同友会副代表幹事の富山和彦氏をお招きし、グローバルな視野から、我が国の民事司法の様々な課題をご指摘いただきました。

¹⁶ 自由民主党政務調査会『司法外交の新基軸 5つの方針と8つの戦略 ～拡大する国際司法空間で、ひときわ輝きを放つ日本型司法制度へ～ 最終提言』(2017年6月1日)

<https://www.jimin.jp/news/policy/135089.html>

生活困窮者の司法アクセスや損害賠償制度の充実など本議連が取り組むべき課題は山積みです。依頼者と弁護士との間の「通信」の保護策(弁護士秘匿特権)も整備する必要があります¹⁷。



介護・障害者福祉

2017年11月28日は自民党介護福祉推進議連の会合で、介護報酬の在り方について発言。

2018年1月29日にはユニバーサル社会推進議連の会合に参加。事務局次長として、様々な障害を持つ皆さまが安心して暮らせる社会を目指し、関連政策を後押しします(写真)。

技能実習

日本の進んだ製造やサービスのノウハウなどを来日した外国人に学んでもらい、帰国した後、そのノウハウを母国の経済発展に役立ててもらおうという外国人技能実習制度。副次効果として、我が国の労働力確保にもつながります。2017年秋に制度が見直され、在留期間がこれまでの3年から最大5年まで延長されたほか、対象職種に介護が追加されました。一方で、人権侵害を防止するために罰則規定や許可制など規制強化策も導入されました。

新制度の運用で大きな役割を担うのが新設の外国人技能実習機構です。私の発案で18年3月、関心を持つ同僚議員とともに機構を訪問。新制度の滑り出し状況などについて鈴木芳夫理事長らから説明を受けるとともに、意見交換しました。

技能実習制度については個人的にかねて研究を重ね、勉強会や講演会も実施してきました。経済外交であるとともに労働・産業政策です。現時点では本制度を適切に運用し、状況を見極めながら段階的に拡充・発展させるべきだと考えています。ご提案、ご質問等あれば何なりとお知らせください¹⁸。



¹⁷ 公正取引委員会は当初、2018年通常国会での独占禁止法の改正により、課徴金制度を見直し、これを裁量的に賦課できる仕組みの導入を目指していましたが、国会提出時期を先延ばししました。自民党内に弁護士秘匿特権制度を合わせて導入すべきとの強い意見が噴出したためです。独禁法違反行為を防止するため、私は裁量的課徴金制度の導入には賛成ですが、依頼者保護(防御権の確保)のため、弁護士秘匿特権の整備とセットであるべきだと考えています。このため、私は「裁量的課徴金制度の先行導入には断固反対」との署名を議員7人から集め、関連の党内会議でも強く持論を述べました。

¹⁸ miyakeshingo@gmail.com または東京事務所 03-6550-0604 まで。

五. 支援者・同志の皆さまと

国政報告・励ます会

2017年4月18日、都内のホテルで国政報告会を兼ねた励ます会が開かれました。オリックスの宮内義彦シニア・チェアマン、岸田文雄外相、菅義偉官房長官、甘利明・元 TPP 担当相、加藤勝信1億総活躍担当相、塩崎恭久厚労相、茂木敏充・自民党政調会長、(肩書はいずれも当時)、平井卓也・自民党香川県連会長ら多くのご来賓のご出席を賜り、盛会となりました。

7月10日には党本部で朝食会を開催。ゲストは菅官房長官。私は憲法改正、政局の行



方、技能実習制度、知的財産政策などに触れました。早朝にも関わらず、たくさんの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。また多くのご質問を頂戴し、私自身もとても勉強になりました。

10月30日の朝食会のゲストは岸田文雄自民党政務調査会長(前外相)。岸田会長は終わったばかりの総選挙の総括をいただきました。岸田会長は自民党以外の公約で、「満員電車ゼロを掲げる方もいたが、私が応援演説で回った地方では、電車を満員にしてほしいとの要望ばかりだった」と指摘。質疑応答では、北朝鮮問題、憲法改正の行方などについて、岸田政調会長より丁寧なご回答がありました。私からは新しい法人課税の私案を説明しました¹⁹。

2018年1月15日には加藤勝信・厚生労働大臣をお招きし、働き方改革などについてご説明いただきました。私は税制改正などについて触れました。

地元では2017年5月8日、高松市内のホテルで国政報告会と懇親会。安全保障などを軸にお話させていただきました。9月には地元後援会の総会でも熱く語りました。

2018年3月13日には国政報告会と懇親会を都内で開催。私は挨拶を下記のような趣旨で結びました。

「事に臨んでは危険を顧みず」との宣誓をする自衛官。国の独立と平和を守るといふ崇高な使命を持つ自衛官が汗を流す自衛隊基地を、国民統合の象徴である



¹⁹ 具体的には法人の内部留保(利益剰余金)に新たに課税するのではなく、さらなる法人減税の際、利益を過剰に溜め込むばかりで賃上げ、配当などで社会に利益を還元しない企業は税率を例外的に据え置くというアイデア。この税制は上場企業などの企業統治の観点から、経営者に対して過剰な溜め込みをしないよう促す効果がある。

天皇陛下があまり訪問されないのは何故か。自衛隊違憲論が学界などにあるのは何故か。

苦い歴史があったといえ、あれから 70 年余りを経てもなお、このような状態が続くのはとても正常とは言えません。政治家には現状を見直す使命があります。



G1 サミット

毎年、参加を楽しみにしている G1 サミット。2017 年は 4 月 29 日、徳島県の鳴門で開催された、G1 の中・四国フォーラムに参加。

2018 年 2 月には沖縄での合宿・全体会にも参加。「150 年前と同じように、未来は変えられると信じ、行動を起こそうではありませんか」。安倍総理のこんなビデオメッセージからスタートしました。

一期・一語・一会

ひと言で一生の友を得ることもあれば、二度とない機会を軽率なひと言で台無しにすることもあります。政治に限らず、言葉は大事です。一期・一語・一会。小泉進次郎衆議院議員の造語による座右の銘です(写真上・左端)。私は分科会「憲政史上初・国民の国民による憲法改正のあるべき姿とは」のモデレータを担当²⁰。準備した進行案は下記です。

憲法改正＝国の理想を考えること。

- ① 何故、憲法改正なのか？
- ② どこをどう変える？
- ③ それ、国民投票、通るのですか？

六. うどん県。それだけじゃない

物産展

2017 年 4 月 26 日、自民党本部前で「うどん県。それだけじゃない香川県」物産展を開催。司会を担当し、讃岐うどんを打った二階俊博幹事長に感想インタビュー。他地域の議員をはじめ多くの方に香川の特産品をたくさんお買い上げいただき、本当にありがとうございました。

また、オリーブ牛の販路拡大のため、個人的に、地元業者とある大手商社グループをつなげました。



墓参・育樹祭

2017 年 7 月 22 日。岸田文雄外相(当時)、森田一・元衆議院議員・芳子夫人、地元選出国會議員らと大平正芳・元総理の墓

²⁰ パネリストは写真右から、朝比奈一郎氏(青山社中)、柴山昌彦・衆議院議員、細野豪志・衆議院議員。

参り。その後、大平正芳記念館へ。

2017年11月18日、高松行きフライトのため、羽田空港へ向かうと、偶然、皇太子殿下、妃殿下と同じ便となりました。翌日、まんのう町で開催予定の第41回全国育樹祭に参加されるためでした。育樹祭は滞りなく終わりました。関係者、参加者のすべての皆さま、お疲れさまでした。



選挙

2017年9月28日、衆議院が解散。自民党両院議員総会で安倍総裁は「街頭で、公民館で、そしてあぜ道で愚直に政策を訴えていく」と述べました。数日後、合間をみつけて総選挙候補者の応援のため、朽ち果てていたポスター看板の支柱を修理。

「政治は結果。批判のための批判からは何も生まれない。無責任と責任の闘い。責任ある政党が負けるわけにはいかない」と与党候補者を必死で応援。観音寺市、三豊市などの市長選にも駆けつけました。



地方が決起しようよ

地元の農地、道路、港湾など様々なインフラ整備について多くの要望をいただきます。様々な議員連盟に参加し、政策提言や予算要望の実現に向け働きかけをしているほか、浜田恵造香川県知事ら地元自治体の首長や議員らが陳情のため上京された際には予定をやりくりし、関係省庁等への要望活動に同席します。

四国新幹線

2017年7月6日、四国に新幹線を整備するため、4県の知事、市長村長、国・県・市町村議員、地元経済界関係者が経団連会館(東京・千代田区)に集まり、「四国新幹線整備促進に向けた東京決起大会」を開催しました。その後、財務省、国土交通省、自民党本部などに予算措置等を要望。党の二階俊博幹事長からは「地方が決起しようよ」とエールをいただきました。



土地改良

2017年8月2日、農業農村整備事業の要望のため、大山茂樹・中国四国土地改良事業団体連合会協議会会

長(さぬき市長)からの要請を受け、菅官房長官との面談をセットし、ともに総理官邸を訪ねました。

遍路道の世界遺産

2018年3月22日には「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向け、浜田知事らとともに林芳正文科大臣を訪ね、早期実現を求めました。

地元行事

地元の行事・イベントには極力、参加するようにしています。雑談の中に、しばしば真実と政策の種があります(写真左は坂出市櫃石島・ももて祭り、右は東かがわ市の白鳥神社節分祭。いずれも2018年1月18日)。



【略歴】

- 1961年、香川県さぬき市末(旧大川郡志度町末)の農家4人兄弟の長男に生まれる。1967年、志度町立志度小学校・末分校入学。志度中学、藤井学園寒川高校(中退)、高松高校、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。
- 1986年、日本経済新聞社に入社。企業取材を経て、米ニューヨークのコロンビア大学留学。1993年-1995年、東京大学・大学院法学政治学研究科(修了)。
- 日本経済新聞・東京本社編集局産業部、経済部、政治部記者などを経て2003年、政治部編集委員に。経済法制、成長戦略を専門とし、著書多数。証券部兼政治部、法務報道部の編集委員であった2012年8月、同社を退社。
- 2012年8月、5人が競った公募による選考を勝ち抜き、自由民主党香川県参議院選挙区第2支部長に就任。2013年7月、第23回参議院議員通常選挙・香川県選挙区より当選。



【役職】(2017年秋～)

- 参議院 外交防衛委員会・委員長
政府開発援助等に関する特別委員会・委員
- 自民党 政務調査会外交部会・副部長
知的財産戦略調査会・幹事
IT戦略特命委員会・幹事など
- 議連 国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟・事務局長など



【著作】

- 『Googleの脳みそ 変革者たちの思考回路』(日本経済新聞出版社・2011年)
- 『市場と法 いま何が起きているのか』(日経BP社・2007年)
- 『乗っ取り屋と用心棒 M&A ルールをめぐる攻防』(日本経済新聞出版社・2005年)
- 『知財戦争』(新潮新書・2004年)
- 『弁護士カルテル』(信山社出版・1995年)など多数。



景気を良くしましょう。
景気がどうなるかを問うばかりではなく、
焦らず、怯まず、諦めず、それぞれの立場で挑戦を続けましょう。
「景色」を変えるのは「気持ち」。前を向いた目線は必ず、国を明るく、元気にします。
そして、政治家は挑戦する国民をさらに奮い立たせるよう、その範とならねばなりません。



自民党员、後援会「伸友会」の会員を募集しています。
ともに、日本の「今」を支え、「未来」を創りましょう。
皆さまのご加入を心よりお待ちしております。

三宅伸吾

【お申し込み】

党员 <http://www.miyakeshingo.net/member/>
後援会 <http://www.miyakeshingo.net/supportgroup-entry/>

【お問い合わせ】

三宅伸吾 高松事務所 TEL:087-802-3845
東京事務所 TEL:03-6550-0604
メールマガジン 配信希望 kagawa@miyakeshingo.net

【発行:自由民主党 香川県参議院選挙区第2支部】